

令和2年度

東京国際空港設計・調査資料作成業務

特記仕様書

令和2年1月

国土交通省関東地方整備局
東京空港整備事務所

1. 業務概要

本業務は、東京国際空港における運用制限、地盤特性、既設構造物及び建設履歴を熟知した上で空港整備に係る設計及び調査等に関する予備検討等を行うものである。

なお、本業務は、入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

2. 履行期間

契約締結日から、令和3年3月31日までとする。

なお、履行期間中における土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇は休日として設定している。

3. 業務内容

業務名称	業務内容			摘要
	業務仕様	単位	数量	
設計・調査資料作成業務	設計・調査資料作成	式	1	
	打合せ	回	9	
	協議・報告	回	3	
	成果物	式	1	

4. 業務仕様

4-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局 平成31年3月）、「空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書」（国土交通省航空局 平成31年4月）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と別途協議し実施するものとする。

4-2 一般事項

本業務の実施にあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理技術者等は、安全に留意し、事故等が発生しないよう十分注意しなければならない。
- (2) 管理技術者は、調査職員と十分に打合せを行い、調査職員が提示する業務・工事計画、業務・工事実施状況及び発注者が関係機関と調整を行った事項を十分把握した上で、業務を行わなければならない。
- (3) 管理技術者等は、業務の実施状況を常に把握し、調査職員が業務内容を把握できるよう連絡を密にしなければならない。

4-3 業務内容

- (1) 本業務の対象業務は別表のとおりとするが、調査職員の指示により変更する場合がある。なお、対象業務の進捗状況等により業務内容に変更が生じた場合、発注者と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。
- (2) 対象業務毎に設計及び調査等に適用又は準用する諸基準により以下に掲げる業務を行うものとする。
 - ① 設計及び調査に関する設計方針等の予備検討
 - ② 設計及び調査に関する安全性の予備検討
 - ③ 設計及び調査、既契約工事の条件変更等に関する設計条件等の審査の予備検討
 - ④ 設計及び調査、既契約工事の条件変更等に関する設計結果の審査及び評価の予備検討
 - ⑤ 設計及び調査等に係る発注図面の作成

- ⑥ 設計及び調査等に係る数量計算の実施
- ⑦ 航空機等動線の描画作成
- ⑧ 設計及び調査、工事の進捗把握に係る図面、資料の作成
- ⑨ その他調査職員の指示する業務

4-4 実施体制

- (1) 管理技術者は、下表に示すいずれかの資格を有する技術者であるものとする。

区分	資格等
管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士（総合技術管理部門－建設又は建設部門） ・ A P E Cエンジニア（Industrial、Civil又はStructural） ・ 土木学会土木技術者（特別上級、上級又は1級） ・ 博士（工学） ・ 1級土木施工管理技士 ・ （社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ） ・ R C C M（港湾及び空港部門） 但し、空港関係の実務経験が3年以上ある者

- (2) 打合せは、本業務を的確に遂行するために1回／月以上行うものとする。なお、打合せ記録簿の様式は調査職員の指示によるものとする。
また、旅費については計上していないが、調査職員と協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。
- (3) 土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇及び夜間に業務を行うことが必要となった場合、調査職員より事前に管理技術者に通知するものとする。
- (4) 本業務を円滑に実施するために、担当技術者は以下のいずれかの資格保有者であるものとする。

区分	資格等	区分
担当技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士（総合技術管理部門－建設又は建設部門）、技術士補（建設部門） ・ A P E Cエンジニア（Industrial、Civil又はStructural） ・ 土木学会土木技術者（特別上級、上級、1級又は2級） ・ 博士（工学） ・ 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士 ・ （社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ） ・ R C C M（港湾及び空港部門） 但し、港湾又は空港関係の実務経験が3年以上ある者 ・ 「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者	4人以上

- (5) 担当技術者は業務の実施にあたって、関連する空港工事等の施工方法等についても把握するとともに、別に定める「空港請負工事積算基準」等を十分理解のうえ、厳正に実施するものとし、ワープロソフト、表計算ソフト、製図ソフトを使用できる者とする。なお、管理技術者は担当技術者を兼務できない。

4-5 協議・報告

- (1) 本業務の遂行にあたっては、調査職員と管理技術者が業務全体の計画等について協議又は報告を行うものとし、事前協議、中間報告（1回）、最終報告の計3回行うものとする。なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。

また、旅費については計上していないが、調査職員と協議し業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。

- (2) 受注者は、次に挙げる事項を記入した業務実施報告書を作成し、発注者に毎月とりまとめ书面で提出するものとする。

- ①実施した業務の内容
 - ②その他必要事項
- なお、書面の様式は調査職員の指示によるものとする。

4-6 成果物

- (1) 業務完了時には、成果物及び提出資料をとりまとめの上、成果物として提出するものとする。なお、成果物の内容、体裁については調査職員の指示によるものとする。
電子納品 CD-R又はDVD-R 2部
- (2) 発注者は、成果物の引き渡し前であっても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができるものとする。

5. その他

- (1) 本業務に使用するパーソナルコンピュータ（以下、PCという）のOS・各種ソフトについては、調査職員と協議しなければならない。また、ウィルス対策には十分配慮しなければならない。
- (2) 本業務に使用するPCの利用時・使用後のセキュリティ対策として、調査職員と協議した内容以外のソフトはインストールしてはならない。また、本業務の終了時及びPCの入れ替え時には使用したPCの全ドライブを確実に初期化しなければならない。
- (3) 受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。
- (4) 本業務に必要な契約関連図書（仕様書、図面、数量計算書等）は、当局のものを使用することができる。なお、空港土木工事共通仕様書等市販図書は受注者が用意しなければならない。
- (5) 図面は、「CAD製図基準」に基づいて作成しなければならない。また、図面作成の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品運用ガイドライン【資料編】」を参考とする。
- (6) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。
- (7) 低入札価格調査制度による調査
調査基準価格を下回った場合は、入札価格、業務履行体制及び業務履行状況等に関する調査等に協力しなければならない。
- (8) 技術提案
 - 1) 技術提案履行計画書
受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書を作成するものとする。
 - 2) 技術提案履行計画書の変更
発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。
 - 3) その他
技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。
- (9) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
 - 1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
 - 2) 1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内

容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。

- 3) 1) 及び 2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
 - 4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。
- (10) 受注者は、港湾設計・測量・調査等業務1-9提出書類に定める「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については以下のとおり対応する。
- ① 受注者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、テクリス上で「メール送信による提出」を選択する。
 - ② 受注者は、①によりメール送信された「登録のための確認のお願い」について調査職員から確認を受ける。
 - ③ 「登録内容確認書」については、テクリスから調査職員にメール送信されるため、受注者による提示は必要ないものとする。
- (11) 配置技術者の確認について
- 1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。
 - 2) 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。
 - ① 業務打合せ（電話等打合せを含む）等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者
 - 3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
 - 4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講じることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても同様とする。

以 上

